

## 第62期定時株主総会招集ご通知に際しての その他電子提供措置事項（交付書面省略事項）

- ① 業務の適正を確保するための体制
- ② 株主資本等変動計算書
- ③ 個別注記表

## 株式会社ツインバード

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役・執行役員・従業員（以下、全役職員といいます）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会は、コンプライアンスの推進を統括し、会社法その他の法令に則った会社運営をおこなう旨の基本方針を決定します。
  - ② ガバナンス委員会は、当社グループにおける経営戦略やガバナンス体制等について、社外取締役の視点を交えて継続的に諮問・答申をおこなうことにより、経営の透明性・公正性を高め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ります。
  - ③ コンプライアンス委員会は、関連する規程、マニュアル等を明文化し、全役職員への徹底を図ります。
  - ④ コンプライアンスの維持については、取締役・執行役員が自己の分掌範囲について責任を持っておこなう、各部門長は、担当業務に適用される法令とその改正状況を把握するとともに、関連部門へ周知することにより、法令遵守の徹底を図ります。
  - ⑤ 監査等委員会は、内部監査部と連携して独立の立場から当社全体のコンプライアンスの状況について監査します。
  - ⑥ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供する手段として、内部通報規程を制定し運用します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに職務の執行の効率性が確保される体制
  - ① 取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督をおこないます。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営会議を開催し、業務執行に関する意思決定を機動的におこないます。業務執行機能を強化するため執行役員制度を採用するほか、常勤取締役・執行役員・本部長等で構成される目標達成会議を毎月開催し、経営課題の協議・決定・報告をおこなっております。また、必要に応じて重要課題については分科会を実施しております。
  - ② 取締役会その他重要な会議の議事録や稟議書類、財務に関する重要な情報等の保存対象書類、保存期間、検索のための分類方法及び保存場所等を定める文書管理規程を作成し、取締役、監査等委員、執行役員がこの規程に基づき、必要な文書等を容易に閲覧できるようにします。
  - ③ 業務分掌規程及び職務権限明細表に則り、全役職員の職務の執行の効率性を確保します。
  - ④ 業務の簡素化、ITの適切な利用を通じ、業務の効率化を推進します。
- (3) 会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制
  - ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制確立のためリスク管理規程を制定し、リスク管理委員会を設置し、リスク管理の検討、審議等をおこないます。
  - ② 品質、災害、環境、情報セキュリティ等経営に重大な影響を及ぼす不測事態による損失を防止するために、QMS（品質マネジメントシステム）や情報セキュリティ管理規程を整備するとともに、それらについて全役職員に対し、教育研修を実施し、予防体制を確立します。
  - ③ 全役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合、若しくは発生した場合は、リスク管理委員会に報告します。報告を受けたリスク管理委員長は、取締役社長に報告をした上で全社的な対応が必要と判断した場合には、緊急対策本部を設置します。
- (4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ① 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務の状況について毎月報告を受ける等を内容とする関係会社管理規程を定め、グループ全体での適切な情報の共有と意思疎通を図り、経営の適正性を確保します。
  - ② 当社は、月1回、当社及び当社子会社の常勤取締役・執行役員・本部長等が出席する目標達成会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該目標達成会議における報告を義務付けています。
  - ③ 当社は、目標達成会議を通じ当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しています。
  - ④ 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。
  - ⑤ 当社は、コンプライアンスに関連する規程、マニュアル等を明文化し、当社グループのすべての全役職員に周知徹底します。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき全役職員

監査等委員会は、内部監査部の担当者に監査業務に必要な事項を命ずることができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・執行役員等の指揮命令を受けないものとします。

(6) 全役職員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査等委員会を構成する監査等委員は、本社その他の拠点並びに関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘等を実施しており、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて全役職員にその説明を求めます。
- ② 当社グループの役職員は、情報の共有、課題、対策の検討、方針確認等を図るため各会議体等を通じて、経営、事業、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に当社監査等委員会に報告をおこなうとともに、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に対して報告をおこなうものとします。
- ③ 当社は、当社の監査等委員会へ報告をおこなった当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをおこなうことを禁止しその旨を当社グループの全役職員に周知徹底します。
- ④ 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けています。
- ⑤ 監査等委員会を構成する監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務の執行状況を監査します。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、組織として毅然とした対応を取ることを行動規範に定め、全社の重点施策として位置付けております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応統括部署を定め、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに報告・相談する体制を整備しております。

また警察等が主催する連絡会に加入するなど平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰ぎ、最新情報を共有することにより被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

《業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要》

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みをおこなっております。

- ① 当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、周知してきましたが、業務を遂行するうえで特に重要と思われる問題に関して注意を要する事項をまとめた「コンプライアンスマニュアル」を制定しております。またコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、全役職員を対象に必要なに応じてコンプライアンス研修を実施しております。
- ② 取締役会の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書管理規程その他関連する規程に基づき、その種類ごとに適切な保存期間を設定のうえ、適切に管理・保管しています。これらの文書については、すべての取締役・監査等委員・執行役員が必要に応じて閲覧できるようにしています。
- ③ 毎月開催される目標達成会議において、各部門におけるリスクを報告し、全社で情報を共有し、対応しております。いずれもテーマに応じて検討会を実施しております。
- ④ 監査等委員会の監査が実効的におこなわれるために、監査等委員会は内部監査部と連携し、監査を実施しております。必要に応じて他の従業員に調査を依頼し、その報告を受けております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2023年3月1日 残高	2,517,279	2,523,444	89,053	2,612,497	2,926,274	2,926,274	△108,169	7,947,882
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△141,315	△141,315		△141,315
新株の発行	7,118	7,091		7,091				14,210
当期純利益					108,160	108,160		108,160
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	7,118	7,091	-	7,091	△33,154	△33,154	-	△18,944
2024年2月29日 残高	2,524,398	2,530,535	89,053	2,619,588	2,893,119	2,893,119	△108,169	7,928,937

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年3月1日 残高	117,556	73,155	190,711	8,138,593
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△141,315
新株の発行				14,210
当期純利益				108,160
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△14,632	84,575	69,942	69,942
事業年度中の変動額合計	△14,632	84,575	69,942	50,998
2024年2月29日 残高	102,924	157,730	260,654	8,189,592

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法

###### ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

・市場価格のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブの評価方法

時価法

##### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

・製品・原材料・仕掛品

総平均法

・貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法

##### ③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

##### ④ 長期前払費用

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いにあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

- ④ 役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 株主優待引当金 株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑥ 災害損失引当金 当事業年度において、能登半島地震により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、「家電製品事業」「FPSC事業」の2つの事業において、主に製品の販売を行っております。当社の事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含まれておりません。

① 製品の販売

製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点等で収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷基準で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

② 有償支給取引

有償支給取引については、有償支給した原材料を買い戻す義務を負っているため、支給品の譲渡時に消滅を認識せず棚卸資産として認識しております。なお、支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

③ 受注契約

受注契約については、顧客との契約に基づき履行義務が充足される一定期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、少額又は工期の短い受注契約については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④ 保証サービス

保証サービスについては、商品及び製品の販売と別個の履行義務として識別し、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これにより保証サービスに配分された取引価格を契約負債に計上しております。



- (5) 退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を適用しております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末における直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
・ヘッジ手段 為替予約取引  
・ヘッジ対象 外貨建取引
- ③ ヘッジ方針 内規に基づき、為替変動リスクを軽減することを目的としております。
- ④ ヘッジの有効性の評価 為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

（棚卸資産の評価）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
貸借対照表に計上した商品及び製品は、2,126,592千円であります。
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
商品及び製品は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。  
商品及び製品の正味売却価額は、期末前の販売実績に基づく売価を基礎としております。また、販売開始からの経過期間や回転期間が一定の基準を超える品目の正味売却価額については、期末前の販売実績に加えて、顧客や最終消費者の需要動向を踏まえた将来の販売予測を考慮のうえ見積っております。  
需要環境の変化等により将来の販売予測の見直しが必要となった場合など、正味売却価額の見直しが必要となった場合には、翌事業年度に商品及び製品の評価損の追加計上が必要となる可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当なし

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,820,104千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 7,854千円

② 短期金銭債務 8,438千円

(4) 財務制限条項

当社は、株式会社第四北越銀行をアレンジャー、株式会社三井住友銀行をコ・アレンジャーとする取引銀行6行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約及びタームローン契約を締結しております。契約及び財務制限条項の内容は次のとおりであります。

シンジケート方式によるコミットメントライン契約

コミットメントライン契約の総額	1,500,000千円
借入実行残高	700,000千円
未実行残高	800,000千円

上記の契約の借入実行残高については、以下のとおり財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している事実はありません。

① 借入人の各年度決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額が、2023年2月に終了する決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額の75パーセントの金額以上であること。

② 借入人の各年度決算期に係る借入人の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上していないこと。

シンジケート方式によるタームローン契約

借入実行残高	600,000千円
--------	-----------

上記の契約の借入実行残高については、以下のとおり財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している事実はありません。

① 2022年2月期以降の借入人の各年度の決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日又は2021年2月に終了する決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75パーセントの金額以上であること。

② 2022年2月期以降の借入人の各年度の決算期に係る借入人の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上していないこと。

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。



## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	10,878,600株	27,700株	一株	10,906,300株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加27,700株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	261,129株	一株	一株	261,129株

(注) 当事業年度末の普通株式に、役員向け株式交付信託が保有する当社株式246,545株が含まれております。

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日 定時株主総会	普通株式	108,640	10.0	2023年2月28日	2023年5月29日
2023年10月12日 取締役会	普通株式	32,675	3.0	2023年8月31日	2023年11月16日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024年5月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 108,917千円
- ・1株当たり配当額 10.0円
- ・基準日 2024年2月29日
- ・効力発生日 2024年5月27日

配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。なお、2024年5月24日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、この配当金の基準日である2024年2月29日現在で役員向け株式交付信託が所有する当社株式246,545株に対する配当金2,465千円が含まれております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については銀行等金融機関からの借入により調達しております。資金運用については安全性の高い金融資産に限定し運用をおこなっております。デリバティブは為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引はおこなっておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形と売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理担当者が常に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとの期日及び残高の管理をおこなうとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、主に取引先企業に関する株式であり、市場リスク及び信用リスクに晒されておりますが、対象となる企業について市場価格及び財務状況を定期的に確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資や運転資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的な市場金利の状況を把握しております。

デリバティブは為替変動リスクに対するリスクヘッジを目的とした為替予約であります。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価の方法については、前述の「会計方針に関する事項」の「ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（※2）参照）。

また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額（※1）	時 価（※1）	差 額
(1) 投資有価証券（※2）	286,586千円	286,586千円	－千円
資産計	286,586	286,586	－
(2) 長期借入金（※3）	(690,000)	(688,818)	1,181
負債計	(690,000)	(688,818)	1,181
デリバティブ取引（※4） ヘッジ会計が適用されているもの	226,820	226,820	－

（※1） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2） 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含んでおりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式等	4,117千円

（※3） 1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

（※4） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルの内、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
株式	200,162千円	－千円	－千円	200,162千円
投資信託	－	86,423	－	86,423
資産計	200,162	86,423	－	286,586
デリバティブ取引				
通貨関連	－	226,820	－	226,820

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－千円	(688,818)千円	－千円	(688,818)千円
負債計	－	(688,818)	－	(688,818)

(注) 時価の算定に用いた評価技能及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は取引金融機関から提供された基準価格等をもって時価としているものをレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引についてはすべて為替予約取引であり、為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき、為替レートといった観察可能なインプットを用いた割引現在価値法により算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	家電製品 事業	FPSC事業	計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	9,670,664	632,434	10,303,099
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	9,670,664	632,434	10,303,099

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	158,537千円	156,244千円
売掛金	1,995,520	1,786,023
契約資産	—	—
契約負債	286,609	288,200

契約負債は、主には保証サービスに係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は、当事業年度末において288,200千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から5年の間で収益を認識することを見込んでおります。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産・負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
無形固定資産	71,119千円
退職給付引当金	53,412千円
その他有価証券評価差額金	53,353千円
棚卸資産	47,033千円
関係会社株式評価損	41,403千円
繰延資産	31,127千円
役員株式給付引当金	24,106千円
契約負債	21,962千円
賞与引当金	16,658千円
有形固定資産	14,442千円
返金負債	14,090千円
役員退職慰労引当金	8,924千円
未払事業税等	7,045千円
未払金	6,122千円
災害損失引当金	5,418千円
未払費用	2,482千円
株主優待引当金	2,297千円
その他	36,060千円
繰延税金資産小計	457,061千円
評価性引当額	△11,376千円
繰延税金資産合計	445,685千円
繰延税金負債	
為替予約	69,089千円
その他有価証券評価差額金	6,350千円
返品資産	3,001千円
繰延税金負債合計	78,441千円
繰延税金資産(負債)の純額	367,243千円

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	769円32銭
(2) 1株当たり当期純利益	10円17銭

(注) 役員向け株式交付信託が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(246,545株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(246,545株)。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (資本金の額の減少)

当社は、2024年4月17日開催の取締役会において、2024年5月24日開催予定の第62期定時株主総会に「資本金の額の減少」について付議することを決議いたしました。

#### (1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図り、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持するため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

#### (2) 資本金の額の減少の要領

##### ① 減少する資本金の額

資本金の額2,524,398,598円のうち2,424,398,598円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円とします。

##### ② 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額2,424,398,598円的全額をその他資本剰余金に振り替えることとします。

#### (3) 資本金の額の減少の日程

取締役会決議日	2024年4月17日
定時株主総会決議日	2024年5月24日（予定）
債権者異議申述最終期日	2024年6月27日（予定）
効力の発生日	2024年6月28日（予定）

#### (4) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、当社の業績に与える影響はございません。なお、上記の内容につきましては、2024年5月24日開催予定の第62期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。